



官公需 適格組合

中小企業者の受注の機会の増大を図るため、官公需法(「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号))に基づき、毎年度「国等の契約の方針」を閣議決定しております。

平成23年度は、特に東日本大震災の被災地域等の中小企業者に配慮し、中小企業の受注機会の増大を図るための措置を講じております。

1. 中小企業者の受注機会の増大のための主な措置

東日本大震災で被災した中小企業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題になっていることに加え、全国の中小企業者事業活動にも影響が及んでいる中、中小企業の受注機会の増大を図るため有益な既存の取組(分離・分割発注の推進、同一資格等級区分内での競争、官公需適格組合の活用等)を引き続き進める。

(1) 東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

被災地域等の中小企業者の復興とそれに通じた被災者の雇用拡大に資するため取組を実施する。

官公需相談窓口における相談対応、適正な納期・工期の設定及び迅速な支払、地域中小企業の適切な評価、科学的・客観的根拠に基づく適切な契約、官公需における被災地域産品の調達を奨励する。

(2) 調達・契約手法の多様化における配慮

一括調達や共同調達を行う場合は、中小企業者の受注機会の観点から、適切な調達品目の選定、配送エリアの設定等に努める。

総合評価落札方式、一括調達や共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合は、中小企業者の受注機会の確保、事業環境への影響等に十分配慮する。

(3) ダンピング対策の充実

契約額に占める人件費の比率が高く、単価の低い役務契約(清掃、警備等)において低価格の落札があった場合、各府省が行う「低入札価格調査」の結果を中小企業庁が取りまとめ、労働関連法、独禁法等の所管行政庁に情報提供し、ダンピング防止に向けた監視強化を図る。

(4) 特殊会社に対する要請の拡大

官公需法で努力義務が定められている地方公共団体に加えて、民営化により官公需法の対象外となった特殊会社に対して、国に準じた努力を要請する(要請先を昨年度の9社から14社に拡大)。